<国会議員関係政治団体 •	· 資金管理団体用>
---------------	------------

(その1)

収 支報

令和 2 年分

記入もれ注意

チェックもれ注意

1 政治団体の名称 里子島 しんご 後接会

- 2 主たる事務所の所在地 長崎県大村市東大村2丁目1112-144
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

政治団体の区分 □ 政 支 立その他の政治団

チェックもれ注意

活動区域の区分

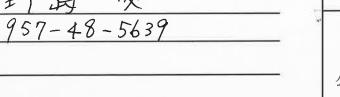
□ 2以上の都道府県の区域等 口同一の都道府県の区域内

事務担当者

0957-48-5639

氏名

電話



資金管理団体の指定の有無

無(無の場合、以下、この欄の記載不要。)

公職の種類大村市議会議員

国会議員関係政治団体の区分

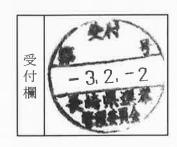
- □ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 公職の種類

資金管理団体の指定の期間

令和 日から 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 日から 令和 令和 年 日まで



	収	支	\bigcirc	状	況			必ず記え	11 T/1	ジオロ
1 収支の総括表				V \	1/ -			(0の場合		
収 入 総 額						十億	^{自力} <u>」</u>	23	/	8 9
(前年からの繰越額)					o•o•		12			89
(本年の収入額)	#7#1# I				••					0
支 出 総 額	****		*:5*:3*:3*:3*:0*:0*:0* *:1*:00							0
翌年への繰越額	•••				• • •		2	23	/	89
2 収入項目別金額の内訳									*	
(1) 個人の負担する党費又は会費										
						十億	百万	l f		0
員 数 (党費又は会費を納入)	した人の	数)								
(2) 寄 附										
ア 寄附(イを除く。)の区分		金		 額				考		
		十億	百万	刊刊	Щ	7/用 ————————————————————————————————————	-	与		
(ア) 個人からの寄附			1 1 1		0					
(うち特定寄附)										
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0					
(ウ) 政治団体からの寄附					0					
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					0	11111	記入もれ	注意(ア)・	+(イ)-	+(ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)										
イ 政党匿名寄附										
A = 1 (- 2)										

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無								
	資産等の項目別区分	有	無	備考				
ア	土 地		ď					
イ	建物		M					
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		Q					
工	取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産		Ø					
オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	П	Ø					
カ	金 銭 信 託		Ĭ					
キ	有		V					
ク	出資による権利		Ø					
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		Ø					
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金		V					
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		ď					
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		ď					

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

添付 書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査 意見 書(政党及び政治資金団体に限る。)
 - 3 政 治 資 金 監 査 報 告 書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 /月 3/日 政治団体の名称 野島 しんご 後接会 会計責任者の氏名 野島 熒

-→(代表者の氏名

- (備考1) **政治団体が解散した時のみ、**()内に代表者の<u>記名押印又は署名</u>を記入すること。 (解散した年月日が属する年の収支報告書のみ。ただし、署名の場合は必ず代表者本人が自書すること。)
- (備考2) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自書すること。